

(写)

2 水経第290号
令和2年7月15日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏 様

岡崎市長 内田 康宏



適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（令和4年度から令和7年度までの4年間）

2 諮問の趣旨

農業集落排水事業は、農業政策の一環として農業振興地域の農業集落を対象に、し尿及び生活雑排水等の処理施設を整備することにより、農業用排水の水質保全、排水施設の機能維持による農業生産性の維持・向上に加え、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図ることを目的に行われています。

事業の性質上、能率的な経営を行ってもなお必要な経費を使用料のみで賄うことが客観的に困難であるため、使用料収入の不足に対し、その補填を一般会計からの繰入金等により行い特別会計により事業を実施しているものです。

このような状況の中、国から令和5年度までに公営企業会計に移行することが要請されており、将来にわたり農業集落排水事業の安定的な経営を図るための適正な使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。